

答 申

第 1 審査会の結論

山形県知事は、本件異議申立ての対象となった公文書の不開示部分のうち、別表第 1 に示した部分を開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成 19 年 11 月 26 日、山形県情報公開条例（平成 9 年 12 月県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「公金管理の取扱実態に関する実地調査にかかる調書、報告書、聴取書、会議録等一切の文書」「公金管理実地調査検証委員会にかかる会議録、会議提出資料、調査報告書、聴取書等一切の文書」「山形県事務処理適正化委員会にかかる会議録、会議提出資料、拠出要請文書、拠出要請先一覧、拠出金納入に関する文書等一切の文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、（1）公金管理の取扱実態に関する実地調査（以下「実地調査」という。）にかかる文書（2）公金管理実地調査検証委員会（以下「検証委員会」という。）にかかる文書（3）山形県事務処理適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）にかかる文書について別表第 2 に掲げる 819 件の文書（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、以下に掲げる「（1）開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「（2）開示をしない理由」を付して、平成 20 年 1 月 9 日付け改革第 111 号公文書一部開示決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。

（1）開示をしない部分

条例第 6 条第 1 項第 2 号（個人情報）該当

別表第 3 に掲げる「 個人に関する情報」のとおり

条例第 6 条第 1 項第 3 号（法人等情報）該当

ア 別表第 3 に掲げる「 ア 法人の営業に関する情報」のとおり

イ 別表第 3 に掲げる「 イ 団体の内部事務に関する情報（事業活動を損なう）」のとおり

ウ 別表第 3 に掲げる「 ウ 団体の内務事務に関する情報（事務の適正な実施に支

障)」のとおり

条例第6条第1項第6号（行政執行情報）該当

別表第3に掲げる「 県の事務に関する情報」のとおり

(2) 開示をしない理由

(1)の については、個人に関する情報であって、開示をすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第2号に該当する。

(1)の アについては、法人の営業に関する情報であって、開示をすることにより当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第1項第3号に該当する。

(1)の イについては、団体の内部事務に関する情報であって、開示をすることにより当該団体の事業活動が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第1項第3号に該当する。

(1)の ウについては、団体の内務事務^{ママ}に関する情報であって、開示をすることにより事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第3号に該当する。

(1)の については、県の事務に関する情報であって、開示をすることにより事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号に該当する。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成20年2月26日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 平成20年3月13日、実施機関は、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 平成14年のカラ出張裁判の和解的取り下げに応じて、県は平成14年5月から旅費執行状況のみの内部調査を実施した。この際にも、第三者検証委員会が設置され知事部局を対象に調査したが、今回発覚した裏金の存在は明らかにならなかった。県は、この

ときの第三者検証委員会に対しても真実を隠し通し、県民を裏切っていた。今回の二度目の第三者委員会による調査に至り、今度こそ県民に対しすべてを明らかにすべきである。

適法で公正な行政運営には情報公開が必須である。県の情報公開の考え方は最初に非公開ありきで、公開しても構わないものはどれかと選別しており、原則と例外とを逆転している。情報を隠すから裏金問題が発生する。裏金作成の手法が具体的に判明してしまう情報を非公開としたいのだろうが、すべてを明らかにして県民の判断を仰ぐべきである。

- (2) 実施機関が個人情報として不開示とした情報については、公務の職務執行に係る公文書に記載されたものである以上公務情報であって個人情報に該当しない。

現職の県職員に関する情報、退職した県職員に関する情報及び公社等の職員等に関する情報については、個人情報あるいは私人としての情報を理由に非公開とする理由はない。

公刊していた山形県職員録（以下「職員録」という。）の記載まで非公開とする信じがたい閉鎖体質が裏金問題の源泉である。現時点では公開されていないと実施機関は主張するが、公刊された職員録は回収されておらず、現在も公開されたままである。

返還金拠出者の氏名及び金額の公開については、本来全ての拠出者に同意を求めて公開すべきであるが、少なくとも拠出者が公表に同意しているものも非公開としているのは不可解である。

検証委員会委員の履歴等の情報は、委員をお手盛りで選任したのでなければ、かかる情報は県民に公開するに値し、委員の方々も公開には同意されるだろうと推測される。

特別職退職者の返還金拠出者の氏名等の情報は、特別職の方々も裏金についての責任者であり、責任を感じているなら率先して公開すべきである。

県立学校の生徒に関する情報、県等と取引関係のある法人の従業員に関する情報、県等の業務に関係した私人に関する情報、県等の受け入れた実習生に関する情報、議長交際費の相手方の氏名等及び戦傷病者相談員研修会参加者等の氏名等の情報については、本件が裏金に関する調査であって、一見すると私人の個人情報の記載と思われるものについて、架空名義や名義借りで支出先として記載し、その金員を裏金として着服する手法は警察の捜査報償費でも問題になった手法であることから、かかる場合には個人情報として非公開とする理由はない。

- (3) 実施機関が法人等情報に該当するとした情報が開示されることにより当該法人等の事務活動が不当に損なわれるおそれはない。預け金の保管業者及び預け金調査の対象業者の情報については、何ら非公開とする理由はなく、特に預け金の保管業者の情報を開

示しても、経営者の正当な利益を害することにはならないはずである。

- (4) 実施機関が行政執行情報に該当するとした情報が開示されることにより当該事務の適正な実施に支障が生ずるとは思われない。

県との取引業者の印等、公社等の出納簿等、PTA等の出納簿等、適正化委員会の口座番号等及び適正化委員会支出伺い記載の金融機関名等についても、裏金の返還等に関する情報と思われるが、非公開とする理由はない。

実地調査に係る調査票（以下「調査票」という。）に記載された通帳や現金、印鑑や鍵の保管場所についての情報は、適正な通帳等を適正な場所に保管している場合にこれらを公開して支障があるはずはない。

以上の理由により不開示とする理由はないので開示すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件開示請求に基づき、下記の文書を本件公文書として特定した。その詳細は別表第2のとおりである。

- (1) 「公金管理の取扱実態に関する実地調査にかかる調査票、報告書、聴取書、会議録等一切の文書」

調査に係る会議関係資料（会議通知文、調査要領、会議録、復命書）、状況把握調査票、実地調査報告関係資料（調査票、添付資料（通帳、出納簿等）、業者への預け金調査票及び預け金に係る業者提出資料（売上明細書、売掛台帳））

- (2) 「公金管理実地調査検証委員会にかかる会議録、会議提出資料、調査報告書、聴取書等一切の文書」

検証委員会設置要綱、会議通知文、委員委嘱状、委員会提出資料（調査票、実地調査状況等）及び会議録

- (3) 「山形県事務処理適正化委員会にかかる会議録、会議提出資料、拠出要請文書、拠出要請先一覧、拠出金納入に関する文書等一切の文書」

会議関係資料（委員会設置要綱、会議通知文、会議提出資料（拠出要請資料、返還スケジュール、再発防止策等）会議録）、収入・支出関係資料（拠出金、返還金、事務費等）、事務処理点検資料、公金等管理要領、拠出要請文書（現職及び退職者）、拠出金に係る資料（拠出金振込通知、拠出要請名簿、拠出者名簿）及び通帳

2 不開示情報の該当性について

(1) 条例第6条第1項第2号該当性について

下記アからエまでの情報は、現職の県職員に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当するが、職員個人の給与に関する情報であり職務の遂行に係る情報ではなく、職務遂行情報以外の私生活に関する情報は同号ただし書口に該当しない。

ア 調査票添付資料の給与簿（非常勤）の写しに記載された職員番号、職員氏名及び印影

イ 調査票添付資料の支出伺、就労票等に記載された人夫(非常勤)の氏名、住所及び印影

ウ 調査票添付資料の通帳の写しに記載された給与支払いの相手先である職員(非常勤)の氏名

エ 調査票添付資料の雇用決定通知書に記載された職員(日々雇用)の賃金の金額

調査票添付資料の職員録の写し等に記載された県職員の住所及び電話番号は、職員録が発行された時点での県職員に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当するが、職務の遂行に係る情報ではなく、同号ただし書口に該当しない。また、住所や電話番号が記載された職員録が発行されたのは個人情報保護法全面施行以前であり、個人情報保護の視点が薄かったため公開された情報であると考えられ、現時点では公開されていない情報であって過去の職員録が請求対象となった場合は不開示とすべきであることから、同号ただし書イにも該当しない。

下記アからウまでの情報は、県職員に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当するが、一私人としての行為等に関する情報であり職務の遂行に係る情報ではなく、職務遂行情報以外の私生活に関する情報は同号ただし書口に該当しない。

ア 調査票に記載された職員の年齢、病歴等

イ 調査票添付資料の私的会合（実習生との懇親会）の案内に記載された職員氏名

ウ 調査票添付資料の職員信用組合用の通帳の写しに記載された職員信用組合の収入・支出の相手先である職員の氏名

下記アからウまでの情報は、県等に対する返還金に係る現職職員の拠出に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当する。

当該拠出要請は管理職以上の職にある者、若しくはあった者に対して、調査で不適正な事例が出た部署への在籍の有無にかかわらず行っており、不適正な取扱いを行った当事者に対して相応の金員の返還を命じたものではない。県民からの信頼確保の責任を果たすために協力を要請し、職員が私人として自由意思で行った行為であり職務の遂行に係る情報ではなく、職務遂行情報以外の私生活に関する情報は同号ただし書口には該当しない。

拠出にあたって氏名及び拠出額の公表に同意した者もいるが、公表方法は適正化委

員会の決算時に決算報告へ添付することを想定しており、一般公表や公文書開示請求に基づく公表は念頭がなく、これらの場合における公表の意思を確認したものではない。結果として現職全員から拠出を受けたので公表の必要がないと判断されたところである。これらのことから、拠出者の氏名等の情報は、ただし書イの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

ア 拠出金の振込通知に記載された拠出者の氏名、住所、電話番号等

イ 拠出者名簿に記載された拠出者の所属及び職・氏名

ウ 適正化委員会の通帳に記載された拠出者の氏名

下記アからウまでの情報は、非常勤の公務員である検証委員会委員に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当するが、私人としての経歴等に関する情報であり職務の遂行に係る情報ではなく、同号ただし書口に該当しない。

ア 委員の名刺に記載された自宅連絡先

イ 委員の履歴書に記載された住所、履歴等に関する情報

ウ 委員委嘱の起案文書に記載された委員の年齢

下記アからエまでの情報は、県等に対する返還金に係る特別職退職者の拠出に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当するが、当該拠出は退職者で組織された県庁退職者協力で検討され決定したものに対して退職者が私人として行った行為であり、不適正な取扱いを行った当事者に対して県が相応の金員の返還を命じたものではないことから公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、同号ただし書口には該当しない。

ア 拠出金の振込通知に記載された拠出者の氏名、住所及び電話番号

イ 特別職退職者拠出者名簿に記載された拠出者の元役職名及び氏名

ウ 適正化委員会の通帳に記載された拠出者の氏名

エ 特別職退職者拠出要請先名簿に記載された特別職退職者の現在の住所及び電話番号

調査票添付資料に記載された旅費が未払いとなっていた非常勤職員退職者の現在の住所及び生存状況の情報は非常勤退職者に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当するが、退職後の私人に関する情報であり公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、同号ただし書口に該当しない。

調査票に記載された聴取の対象となった職員退職者の氏名及び住所は職員退職者に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当するが、聴取を受けた内容については在職当時の職務の遂行に係る情報であるものの、聴取への回答は退職後の私人として任意の協力により行われたものであり公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、協力を行った退職者の氏名等の情報は同号ただし書口に該当しない。

下記アからケまでの情報は、公社等又は県の業務と関係する団体の構成員又は職員に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当するが、公社等の役員又は団体の代表者以外の者については一般に公表されているものではなく同号ただし書イに該当せず、公務員でない個人の情報は同号ただし書ロにも該当しない。

- ア 調査票添付資料の関係団体の会員名簿、業務概要等に記載された関係団体代表者以外の会員及び職員の職・氏名
- イ 調査票添付資料の関係団体の会員名簿等に記載された会員及び職員の住所
- ウ 調査票添付資料の通帳の写しに記載された関係団体の収入・支出の相手先である団体役職員の氏名
- エ 調査日程に記載された公社等及び関係団体の連絡先となる職員の氏名
- オ 状況把握調査票等に記載された資金を管理している公社等及び関係団体の職員の氏名
- カ 調査票に記載された聴取の対象となった公社等及び関係団体の役職員及び元役員の氏名
- キ 調査票添付資料の団体の支出伺、決算書等に記載された関係団体の役職員の氏名及び印影
- ク 調査票に記載された資金の事務処理担当者又は監督者である公社等及び関係団体の役職員の氏名
- ケ 調査票添付資料の駐車券使用申請書に記載された学校評議員の氏名

下記アからウまでの情報は、県立学校の生徒に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当する。架空名義や名義借りといった実態のないものではなく、県の会計処理の適正・不適正にかかわらず、県や各団体の資金管理上で関わりがあった個人であり、調査の目的次第でこれら個人の正当な権利利益を害するおそれを認めてよいことにはならない。

- ア 調査票及び調査票添付資料の出納簿、通帳の写し、修学旅行積立金整理簿等に記載された生徒の氏名
- イ 調査票添付資料の修学旅行積立金整理簿等に記載された生徒番号
- ウ 調査票添付資料の修学旅行積立金返還先名簿に記載された生徒の住所、生年月日、保護者の氏名及び電話番号

下記アからキまでの情報は、県、公社等又は関係団体と取引関係にある法人の従業員に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当する。

- ア 調査票添付資料の公衆電話業務委託契約書に押印された業者の担当者の印影
- イ 調査票に記載された口座取引履歴の聴取対象となった金融機関の担当者の氏名
- ウ 口座履歴照会及び調査票添付資料の通帳の写し、振込領収書等に記載された金融

機関の取扱担当者の氏名

- エ 調査票添付資料の通帳の写し等に記載された金融機関の取扱担当者の印影
- オ 調査票添付資料の関係業者発行文書（請求書、領収証等）に記載された業者の担当者の氏名及び印影
- カ タクシー共通乗車券調査電話照会結果に記載された聴取の対象となった業者の担当者の氏名
- キ 預け金に関する業者照会（追加）調査票に記載された回答した業者の担当者の氏名

下記アからサまでの情報は、県、公社等又は関係団体の業務に関係した私人に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当する。

- ア 調査票添付資料の出納簿、通帳の写し等に記載された関係団体の収入・支出の相手先となる個人の氏名
- イ 調査票添付資料に記載された県のプレゼント事業の当選者氏名
- ウ 調査票添付資料の収入印紙受付簿に記載された用地買収対象の個人の氏名
- エ 調査票添付資料の少年自然の家の出納簿、口座取引履歴等に記載された施設利用者の氏名
- オ 調査票添付資料の納税窓口釣銭出納簿に記載された納税者の氏名
- カ 調査票に記載された職員が通帳の管理を行っていた生活保護受給者の氏名
- キ 調査票添付資料のオレンジカード受払簿に記載された婦人保護施設入所者の氏名
- ク 調査票添付資料の郵便切手受払簿に記載された郵便物のあて先である個人の氏名及び住所
- ケ 調査票添付資料の出納簿に記載された農産物の購入先である生産者の氏名
- コ 調査票等に記載された供花料の返還先である個人の氏名
- サ 適正化委員会支出伺（戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員研修会経費）の添付資料に記載された研修会の講師の住所及び印影

下記アとイの情報は、県の機関において受け入れた実習生に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当する。

- ア 調査票添付資料の博物館実務実習生の班割り名簿等に記載された実習生の氏名
- イ 調査票に記載された少年自然の家等で受け入れた実習生の氏名

調査票添付資料の資金前渡出納簿に記載された議長交際費支出の相手方の役職名及び氏名は、県の交際費の支出の対象となった個人の情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当するが、病気の見舞いに係る支出であり、疾病が公にされておらず、入院していることが周知の事実でないことから、対象者の個人の権利利益に特段の配慮が必要と認められる情報であり山形県情報公開条例施行規則（平成10年3月県規

則第14号。以下「条例施行規則」という。)第5条第2項第1号のただし書に該当し、条例第6条第1項第2号ただし書二には該当しない。

適正化委員会支出伺(花輪供花団体及び研修会参加者への返還)の添付資料の返還額一覧表等に記載された戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員合同研修会参加者及び身元引受人・自立指導員合同研修会参加者の氏名、住所、電話番号、死亡年月日並びに振込先の金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号は、非常勤の公務員であった者に関する情報であって条例第6条第1項第2号本文に該当するが、公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、職務遂行情報以外の私生活に関する情報は同号ただし書口に該当しない。

(2) 条例第6条第1項第3号該当性について

調査票、業者提出資料(売上明細書等)、検証委員会会議資料等に記載された預け金を保管していた業者に関する情報については、当該業者が県の不適正な会計処理に関与していたことは事実だが、関与は県の不適正な会計処理が原因であって、業者の正当な権利利益は保護されるべきであり、情報を開示することにより、風評等で当該業者の社会的評価又は社会的活動の自由が不当に損なわれるおそれがあるため条例第6条第1項第3号に該当する。

調査票等に記載された預け金の調査の対象となった業者の情報については、開示をすることにより、県の不適正な会計処理に関与していないにもかかわらず、調査の対象となったことをもって何らかの関与があったものと誤認される可能性があり、当該業者の社会的評価又は社会的活動の自由が不当に損なわれるおそれがあるため条例第6条第1項第3号に該当する。

下記のアとイの情報は、不適正な取扱いに係る公金の返還に関する情報ではなく、県又は関係団体等の商行為や資金管理等の業者の内部管理に属する情報であって、開示をすることにより、契約又は資金管理等の法人等の事業活動や事業運営が不当に損なわれるおそれがあるため条例第6条第1項第3号に該当する。

ア 調査票添付資料の公衆電話業務委託契約書に押印された業者の契約印

イ 調査票添付資料の支出伺、関係業者発行文書(請求書、領収証等)等に記載された支出相手先の取引金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義

下記のアからウまでの情報は、不適正な取扱いに係る公金の返還に関する情報ではなく、公社等の内部管理に属する情報であって、開示をすることにより、公社等の内部の意思形成又は資金管理等の事業運営が不当に損なわれるおそれがあるため条例第6条第1項第3号に該当する。

ア 調査票添付資料のうち公社等の内部資料(出納簿、支出伺、通帳の写し等)

イ 調査票に記載された通帳、現金、印鑑及び鍵の保管場所

ウ 調査票に記載された口座番号

下記のアとイの情報は、不適正な取扱いに係る公金の返還に関する情報ではなく、P T A等県が運営に関係していない関係団体の内部管理に属する情報であって、開示をすることにより団体の意思形成又は資金管理等の事業運営が不当に損なわれるおそれがあるため条例第6条第1項第3号に該当する。

ア 調査票添付資料のうちP T A等県が運営に関係していない関係団体の内部資料（出納簿、支出伺、決算書、通帳の写し等）

イ 調査票に記載された口座番号

下記のアとイの情報は、適正化委員会の内部管理に属する情報であって、開示をすることにより団体の資金管理等の事業運営が不当に損なわれるおそれがあるため条例第6条第1項第3号に該当する。

ア 口座番号

イ 口座開設申込書に記載された口座届出印の印影

適正化委員会支出伺（花輪供花団体及び研修会参加者への返還）の添付資料の返還額一覧表等に記載された花輪供花料返還団体の振込先金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号は、返還団体の内部管理に属する情報であって、開示をすることにより団体の資金管理等の事業運営が不当に損なわれるおそれがあるため条例第6条第1項第3号に該当する。

(3) 条例第6条第1項第6号該当性について

下記のアの情報は、県が適正な場所で適正に管理している通帳等の保管場所の情報であるが、これらの情報を開示することにより情報が悪用され盗難等のおそれが生じるなど、県の公金の適正な管理に支障を及ぼすおそれがあるため条例第6条第1項第6号に該当する。

下記のとイとウの情報は、県の事務又は事業に関する情報であり、開示をすることにより県の公金の適正な管理に支障を及ぼすおそれがあるため条例第6条第1項第6号に該当する。

ア 調査票に記載された通帳、現金、印鑑及び鍵の保管場所

イ 状況把握調査票、調査票及び調査票添付資料の通帳の写し等に記載された口座番号

ウ 調査票添付資料の通帳の写し等に記載された口座届出印の印影

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

山形県では、平成18年11月から平成19年6月まで、公金管理の取扱実態を把握し、

県民に対する説明責任を果たすことにより県政に対する県民の信頼を確保することを目的として、実地調査が行われた。調査対象は知事部局（各部局・企業局・病院事業局）議会事務局、教育委員会及び各行政委員会であり、調査内容は 所属が管理している金融機関口座、現金等のうち県費が含まれるもの及び業務として管理されているものについて、不適正な会計処理による公金管理が行われていないか、業者への預け金がないかの2項目である。なお、預け金とは、後日、必要な物品等の納入等を行わせるため、発注した物品等の納入がないままに支払い手続を行い、業者に現金として保管させておくことをいう。

実地調査に先立ち各所属長による状況把握調査を実施し、県費又は出所不明金が含まれている金融機関口座又は現金等の調書を作成するとともに、業者への預け金も調査し、調書を作成した。状況把握調査で報告のあった金融機関口座及び現金等のうち、疑義のあるもの全件と抽出率10%で抽出した事案を対象に、調査班による実地調査を実施した。

県では実地調査の信頼性を確保するとして、外部有識者3名で構成する検証委員会を設置し、検証委員会は実地調査の調査対象及び調査手法等に係る意見及び助言に関する事務、実地調査結果等の検証等に関する事務等を所掌した。

実地調査の結果は「公金管理の取扱実態に関する実地調査結果報告書」として報告され、これを踏まえて不適正事例等に係る返還の実施と再発防止策を推進するため、適正化委員会が設置された。

本件開示請求に係る文書は、上記の実地調査、検証委員会及び適正化委員会に係る一切の文書である。

2 本件事案の審査について

異議申立人は「裏金作成の手法が具体的に判明してしまう情報を非公開としたいのであろうが、すべてを明らかにして県民の判断を仰ぐべきである」「県の情報公開の考え方は最初に非公開でありきで、公開しても構わないものはどれかと選別している。情報を隠すから裏金問題が発生する」旨主張している一方、実施機関は「不適正な資金捻出方法を具体的に記載した報告書は平成19年6月に公表済みであり、本件公文書は会計処理の適正・不適正に関係なく文書を特定し、文書中の情報により開示・不開示を判断している。よって、異議申立人の主張は当を得ない」としている。

当審査会は、本件処分の対象となった別表第2に掲げる本件公文書に記載されている情報の開示・不開示の決定が適切なものであるかを条例等に基づいて検討する機関である。文書の開示・不開示について、異議申立人及び実施機関双方から意見を聴取するとともに、インカメラ審理を行い、不開示の理由となった条例第6条第1項第2号、第3号及び第6号への該当性について検討を行った。

3 条例第6条第1項第2号該当性について

(1) 条例第6条第1項第2号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とするとしており、「個人に関する情報」には「所得や財産の状況など一切の個人に関する情報」が含まれると解される。

また、条例は同号ただし書において、同号本文に該当する場合であっても、例外的に開示できる情報を定めている。同号ただし書口では「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報」と規定されており、「職務の遂行に係る情報」とは「公務員が行政機関としてその担任する事務を遂行する場合におけるその情報をいう」とされているため、例えば公務員の自宅住所や電話番号その他の事務遂行に無関係な情報については、ただし書口には該当しないと解される。

以下、実施機関が同号に該当するとして不開示にした箇所の同号該当性について検討する。

(2) 現職の県職員に関する情報

職員個人の給与に関する情報

調査票関係資料の給与簿の写し等に記載された職員番号、氏名、住所、印影及び賃金額の職員の給与に関する情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。

職員の住所及び電話番号

職員の住所及び電話番号の情報については、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、原則として不開示の情報であると認められる。

当該情報は、実地調査の調査票関係資料として2所属が添付した歴代職員一覧の文書に記載されている。本件公文書中では、平成9年度以降に所属に在籍した事務部長又は事務長の氏名、住所、電話番号等を記載した名簿（別表第2 510「調査班による調査 調査票 整理番号 377（関係資料を含む。）」）及び平成6年から平成16年に発行された職員録の中から当該所属職員の情報が掲載されたページを写した文書（別表第2 412「調査班による調査 調査票 整理番号 290」）が該当する。

実施機関は、当該情報が条例第6条第1項第2号に該当するため不開示としており、異議申立人は、公刊された職員録は回収されておらず現在も公開されたままであることから職員録の写しに記載された当該情報を開示すべきであると主張している。以下、当該情報が記載された平成6年から平成16年発行の職員録の写しが、同号ただし書に該当し例外的に不開示情報から除くこととされるかを検討する。

職員録は発行年次により記載事項等に違いがあるため、平成6年から平成12年に発行されたものと平成13年から平成16年に発行されたものとに分けて考える。

平成6年から平成12年に発行された職員録は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）の施行前に職員の同意を得ることなく住所及び電話番号を記載し、内部管理資料として発行されたものであるが、部数を限って販売許可を与えていた。また、職員録は一般企業等に販売されており、実施機関によれば販売された職員録を回収した事実もないところである。異議申立人はこのことをもって同号ただし書イの「公にされている情報」に該当すると主張していると考えられるが、「公にされている情報」に該当するかの判断は、公にされた時期や現時点での入手又は閲覧等の可否を総合的に考慮する必要がある。しかるに、これらの職員録は発行されてから7年以上が経過していること、県立図書館や行政資料の閲覧の場としての行政情報センターにおいて閲覧できないことが確認されていることから、現時点で「公にされている情報」であるとまでは認められず、他のただし書ロからニまでのいずれにも該当しない。

平成13年から平成16年に発行された職員録については現在でも県立図書館において閲覧可能である事実が確認された。誰もが閲覧可能な状態にあるものであれば、実施機関のいう「現時点では公開されていない情報」には当たらず、同号ただし書イの「公にされている情報」に該当すると認められるため、調査票関係資料として添付された平成13年から平成16年発行の職員録の写しについては全部開示すべきである。

職員の年齢や病歴等の情報

職員の年齢や病歴、私的会合の案内に記載された職員氏名及び調査票関係資料の職員信用組合用の通帳の写しに記載された職員の氏名情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。

県等に対する返還金拠出者（現職職員）の所属、職名、氏名、住所、電話番号、振込年月日等の情報

住所及び電話番号の情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。

適正化委員会からの返還金の拠出要請は、現職の課長級以上の職員に対して行われているが、拠出要請を行った職員490人の所属名や職氏名の情報は既に実施機関により本件開示文書（別表第2 752「H19/7/9委員会 課長級以上職員一覧」等）で開示されているところである。

また、実施機関が既にインターネットで公表している資料や、本件開示文書（別表

第2 772「H19/9/26 委員会 資料1 職員等からの拠出金の県への返還について」中で現職職員の拠出率は100%であることが公にされている。実施機関自らが、このことを公表しているのであれば、返還金拠出者のうち要請に応じて拠出した現職職員についてはその所属、職名及び氏名を不開示とする必要性を認めにくく、拠出者の所属名、職名及び氏名は開示すべきである。

ただし、本件公文書中に、所属名、職名、職位、氏名、収納月日、金融機関、拠出金額等の項目がある表形式の拠出者一覧表の文書（別表第2 804「拠出状況 現職拠出名簿」）があり、実施機関は本文書について、職位、収納月日、拠出金額等を開示し、所属名、職名、氏名等を不開示にしたものを交付しているところである。本文書で、不開示とした氏名が開示されれば、各個人の拠出月日、拠出金額、振込先金融機関名等の公にされているとはいえない情報を開示することになるため、その妥当性を検討する。

各職員への拠出要請にあたって、職位に応じた金額を示して拠出を要請していることが本件開示文書（別表第2 749「H19/7/9 委員会 現職管理職職員あて趣意書」）に記載されている。また、実施機関が一部開示した「現職拠出名簿」には、職位と実際に拠出された金額とが並記されており、2件の例外を除き、要請された金額と拠出された金額とが一致していることが読みとれる。よって、拠出要請された者の職位と氏名は「課長級以上職員一覧」により結びつき、拠出率100%であるから拠出要請された者は拠出者と一致し、拠出者の職位と拠出金額との対応は「現職拠出名簿」から読みとれる。要請された金額と拠出された金額とが異なる2件の例外のうち1件は振込手数料を上乗せして拠出したものであり、これが開示されても本人の権利利益を不当に損なうものとは認められない。もう1件は職位に応じて要請された金額を超える額の拠出を行ったものであって、要請された金額を上回る拠出金額であること、拠出要請の趣旨が県民の信頼を早期に回復するためということであるから、これが開示されても本人の権利利益を不当に損なうものとは認められない。

また、「現職拠出名簿」の氏名欄が開示されることで、拠出月日及び振込先金融機関の情報とも結びつくこととなるが、これらの情報が開示されても本人の権利利益を不当に損なうものとは認められない。

以上から、本件公文書中、「現職拠出名簿」、拠出金の振込通知（別表第2 803「拠出状況 振込通知」）及び適正化委員会通帳（別表第2 806 - 808「拠出状況 適正化委員会通帳（山銀），（荘銀），（きらやか）」）に記載された、返還金拠出者のうち要請に応じて拠出した現職職員の職名、氏名、拠出金額、収納月日及び金融機関の各情報は開示すべきである。

また、「振込通知」中には氏名及び拠出金額の公表に対する意向を確認する欄があ

り、拠出者は「氏名・拠出金額とも同意」「氏名のみ同意」「同意しない」のいずれかを選択している。この情報は、思想や信条ほどに個人の内面に関する情報であるとは考えがたいが、個人の意思の表明であり個人に関する情報に該当すると認められ、現に公にされていない情報である。したがって、「振込通知」中の氏名等公表についての意向表明欄は不開示とするのが妥当である。

非常勤の公務員である委員会委員に関する自宅連絡先等の情報

検証委員会委員の自宅連絡先、住所、履歴事項及び年齢の情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。

(3) 退職した職員に関する情報

県等に対する返還金拠出者（退職職員）の氏名、住所等の情報

特別職退職者の現在の住所及び電話番号の情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。

返還金拠出者（退職職員）の拠出金振込通知、適正化委員会の通帳及び特別職退職者拠出者名簿に記載された氏名と元役職名の情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当する。本件の拠出要請は退職後に行われており、拠出の内容が現職中の職務に係る損害賠償であるとは断言できないことから、同号ただし書口の「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名」には該当しないものと認められる。また、他の同号ただし書イ、八、ニのいずれにも該当しない。

退職者の住所及び生存状況

退職者の住所及び生存状況の情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。

聴取の対象となった退職職員の氏名及び住所

公金管理調査の聴取の対象となった退職職員の氏名及び住所の情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、聴取の対象となった個人は既に退職していることから公務員として職務を遂行する余地はなく同号ただし書口の「職務遂行情報」には該当しないと認められ、また、他のただし書イ、八、ニのいずれにも該当しない。

(4) 公務員以外の個人に関する情報

公社等又は県の業務と関係する団体の構成員又は職員に関する職、氏名、住所及び印影の情報

県立学校の生徒に関する氏名、生徒番号、住所、生年月日、保護者氏名及び電話番号の情報

県、公社等又は関係団体と取引関係にある業者の担当者の氏名、印影、金融機関担当者の氏名及び印影の情報

県、公社等又は関係団体の業務に関係した私人に関する氏名、住所及び印影の情報
県の機関において受け入れた実習生の氏名の情報

から までの情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。

県議会議長交際費支出の相手方の役職名及び氏名情報

実施機関が不開示とした情報は見舞金の支出に係る相手方の氏名等の情報であって、条例第6条第1項第2号本文、同号ただし書二及び条例施行規則第5条第2項第1号に規定する「病気等の見舞いに係る支出であって相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合の当該支出に関する情報」に該当すると認められる。

非常勤の公務員であった者に関する氏名等の情報

「戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員合同研修会参加者への返還額一覧表」(別表第2 780「健康福祉企画課事案 適正化委員会支出伺(返還)添付資料を含む」)に記載された戦傷病者相談員等の氏名、住所、銀行口座等の情報は、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当し、過徴収金を非常勤の公務員であった者に対して返還するための情報であるため同号ただし書口の「職務遂行情報」には該当しないと認められ、他の同号ただし書イ、ハ、ニのいずれにも該当しない。

4 条例第6条第1項第3号該当性について

- (1) 条例第6条第1項第3号では、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報」を不開示情報として規定している。

以下、実施機関が同号に該当するとして不開示にした箇所の同号該当性について検討する。

- (2) 預け金調査の対象となった業者に関する情報

預け金を保管していた業者に関する情報

調査票、業者提出資料(売上明細書等)、検証委員会会議資料等に記載された預け金を保管していた業者に関する情報は、法人名等を開示することにより当該業者が県の預け金に関与していたことが明らかになる情報である。異議申立人は、預け金に業者が関与していた情報を開示しても当該業者の正当な利益を害することにはならないとしているが、県の不適正な会計処理を原因として業者が預け金に関与するに至っ

たものであれば、当該情報が開示されることにより、預け金に関与した業者の責に帰せない風評等で社会的評価又は社会的活動の自由が損なわれるおそれがあり、条例第6条第1項第3号に該当する。

預け金の調査の対象となった業者の情報

調査票等に記載されたこれらの情報は、県が行った不適正な会計処理への関与の有無を照会しているものであり、照会した事実を開示することで預け金に関与したとの誤認を生じるおそれがあると認められ、風評等による当該業者の社会的評価又は社会的活動の自由が不当に損なわれるおそれがあり、条例第6条第1項第3号に該当する。

(3) 県や関係団体等の商行為あるいは資金管理に関する業者等の情報

業者の契約印及び取引情報に関する情報

契約書契約印、取引金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義については当該法人の内部情報であり開示をすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから原則として不開示情報であるが、これらの商取引に係る情報が広く一般に知られることを容認していると認められる場合には例外として開示される。

契約印については、これが不特定多数に知られることを容認していると認められる事実はなく、よって当該法人等の事業運営が不当に損なわれるおそれがあると認められ、当該法人等の正当な権利を害するおそれがあり、条例第6条第1項第3号に該当する。

また、不特定多数の者に口座番号等を知られることを容認している法人等は、取引に当たって、あらかじめ請求書に口座番号等を印刷したり、口座番号等が刻まれたゴム印を用意したりすることが予期される。したがって、あらかじめ口座番号が印刷されていない請求書に手書きで口座番号を記載している事例等では、不特定多数の者に口座番号等を知られることを容認しているとは認められず、口座番号等を開示することで当該法人等の事業運営が不当に損なわれるおそれがあることから、当該法人等の正当な権利を害するおそれがあり、条例第6条第1項第3号に該当する。

公社等の内部資料等に関する情報

公社等の内部資料（出納簿、支出伺、通帳の写し等）通帳、現金、印鑑及び鍵の保管場所、口座番号の情報のうち、保管場所の情報は、具体的な通帳、現金、印鑑及び鍵の保管場所の情報であり、当該情報を開示することによって執務室内のどこに現金等があるかが明らかになるなど、情報が悪用されれば盗難等の危険性が高まるおそれがあると認められ、当該法人等の正当な権利を害するおそれがあり、条例第6条第1項第3号に該当する。

その他の情報については、法人等の経理に係る内部管理に属する情報であり、開示

することにより当該法人等の事業運営が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、当該法人等の正当な権利を害するおそれがあり、条例第6条第1項第3号に該当する。

P T A等の団体の内部資料等に関する情報

P T A等の団体の内部資料（出納簿、支出伺、決算書、通帳の写し等）、口座番号及び届出印の情報は、当該団体の経理に係る当該団体の内部管理に属する情報であり、開示することにより当該団体の事業運営が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、当該団体の正当な権利を害するおそれがあり、条例第6条第1項第3号に該当する。

適正化委員会口座番号等の情報

適正化委員会口座番号及び口座届出印の印影の情報は、当該委員会の経理に係る内部管理に属する情報であり、開示することにより当該委員会の事業運営が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、当該委員会の正当な権利を害するおそれがあり、条例第6条第1項第3号に該当する。

花輪供花料返還団体の振込先金融機関名等の情報

花輪供花料返還団体の振込先金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号の情報は、当該団体の経理に係る当該団体の内部管理に属する情報であり、開示することにより当該団体の事業運営が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、当該団体の正当な権利を害するおそれがあり、条例第6条第1項第3号に該当する。

5 条例第6条第1項第6号該当性について

- (1) 条例第6条第1項第6号では、「県の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

以下、実施機関が同号に該当するとして不開示にした箇所の同号該当性について検討する。

- (2) 県の公金管理に関する情報

通帳、現金、印鑑及び鍵の保管場所の情報

県が管理する通帳、現金、印鑑及び鍵の保管場所の情報は、具体的な通帳、現金、印鑑及び鍵の保管場所の情報であり、当該情報を開示することによって執務室内のどこに現金等があるかが明らかになるなど、情報が悪用されれば盗難等の危険性が高まるおそれがあることから、公金の適正管理に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第6条第1項第6号に該当する。

口座番号及び口座届出印の印影の情報

県が管理する金融機関口座の番号及び届出印の印影の情報は、県事務の内部管理に属する情報であり、開示することにより公金の適正管理に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第6条第1項第6号に該当する。

6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別表第 1

公文書の件名	開示すべき部分	
(1) 公金管理の取扱実態に関する実地調査にかかる文書		
調査班による調査 調査票	整理番号 290 関係資料(山形県職員録の写し(平成13年から平成16年発行分))	全部開示
(3) 山形県事務処理適正化委員会にかかる文書		
拋出状況	振込通知	氏名、住所(市町村名)、 拋出金額、振込店及び出納済印(要請に応じて拋出した現職職員の情報に限る。)
	現職拋出名簿	全部開示(要請に応じて拋出した現職職員の情報に限る。)
	適正化委員会通帳 (山銀) 適正化委員会通帳 (荘銀) 適正化委員会通帳 (きらやか)	氏名(要請に応じて拋出した現職職員の情報に限る。)

別表第2

(関係資料を含む文書には資料名末尾に # を付与)

(1) 公金管理の取扱実態に関する実地調査にかか
る文書

文書番号	公文書の件名
1	H18/11/28 部長会議 実施について
2	H18/11/28 次長会議 開催概要
3	次第
4	名簿
5	資料1 実施について
6	資料2 所属長説明会の実施について
7	資料3 実施通知
8	状況把握調査調査要領
9	出資法人調査の実施について
10	所属長説明会 説明会開催概要
11	連絡先一覧
12	説明会次第(県庁分)
13	復命書(総合支庁分)
14-17	次第(村山分),(最上分),(置賜分),(庄内分)
18	資料1 実施について
19	資料2 所属長説明会の実施について
20	資料3 実施通知
21	状況把握調査調査要領
22	出資法人調査の実施について
23	H19/1/10 次長会議 開催起案用紙
24	通知(案)
25	参集範囲
26	次第
27	名簿
28	資料1 状況把握調査取りまとめ結果
29	資料2 実地調査調査対象等案
30	資料3 実態調査実施要綱(案)
31	H19/1/24 調査班会議 開催起案用紙
32	開催通知(案)
33-49	調査チーム員報告書(総務部),(改革推進室),(危機管理室),(文化環境部),(健康福祉部),(商工労働観光部),(農林水産部),(土木部),(出納局),(村山),(最上),(置賜),(庄内),(東京),(企業・病院),(教育),(人事)

文書番号	公文書の件名
50	次第
51	資料1 実地調査実施要綱
52	資料2 調査チーム名簿
53	資料3 実地調査調査要領(調査チーム用)
54	資料4 県の支出事務の流れ
55-56	対象一覧(部局別),(担当チーム割)
57	調査日程
58	H18/11/28 状況把握調査 実施起案用紙
59	実施通知(案)
60	調査要領
61	出資法人に係る調査の実施について
62	事務連絡
63	調査質疑応答
64	調査質疑応答(その2)
65	他任命等 他任命権者の対応状況
66	自治労県職員労働組合に関する調査について
67	教職員団体に関する調査について
68	H19/1/10 実施要綱 実施要綱制定起案用紙
69	実施要綱(案)
70	名簿
71	H19/1/16 実地調査実施 実施通知起案用紙
72	通知(案)
73	H19/1/24 調査要領 調査要領制定起案用紙
74	実地調査調査対象・対象所属 制定通知(案)
75	調査要領(調査チーム用)
76	対象一覧(担当チーム割),(部局別)
77-78	
79	H19/1/24 公社等実地調査実施 公社等実地調査実施起案用紙
80	公社等実施通知(案)
81	対象一覧
82	H19/1/29 預け金業者調査 業者への預け金調査実施起案用紙
83	依頼文(案)
84	H19/3/1 タクシー共通乗車券調査 調査協力起案用紙

文書番号	公文書の件名
85	依頼文(案)
86	タクシー共通乗車券(写)
87	電話照会結果
88	H19/3/1 預金取引明細表照会
89	照会起案用紙 依頼文(案)
90	H19/4/17 預金取引明細表照会
91	照会起案用紙 依頼文(案)
92	H19/3/1 業者預け金調査
93	協力依頼起案用紙 依頼文(案)
94	H19/3/8 補充調査
95	指示等起案用紙 指示(案)
96	H19/4/10 補充調査
97	指示等起案用紙 指示(案)
98-115	状況把握調査 調査票 (総務部分),(総務部改革推進室分),(総務部危機管理室分),(文化環境部分),(健康福祉部分),(商工労働観光部分),(農林水産部分),(土木部分),(出納局分),(村山総合支庁分),(最上総合支庁分),(置賜総合支庁分),(庄内総合支庁分),(企業局分),(病院事業局分),(教育委員会分),(その他),(公社)
116-575	調査班による調査 調査票 整理番号1,2,3#,4,5#,6,7,8,9,10,11,12,13#,14#,15#,16#,17#,18,19#,20#,21,22#,23#,24#,25#,26#,27#,28#,29#,30#,31#,32#,33,34,35#,36#,37,38#,39#,40#,41#,42#,43,44,追加分,45#,46#,47#,48,49,50#,51#,52,53,54#,55#,56,57,58,59,60,61#,62,63,64#,65,66#,67#,68#,69#,70,71#,72#,73#,74,75,76,77#,78#,79#,80#,81,82#,83#,84#,85#,86#,87#,88#,89#,90#,91,92,93,94#,95#,96#,97#,98#,99,100,101#,102#,103#,104#,105,106,107#,108,109,110#,111,112,113#,114,115,116,117,118#,119#,120#,121#,122#,123,124,125#,126#,127#,128#,129,130#,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140#,141#,142#,143#,144#,145#,146#,147#,148,149#,150,151#,152#,153#,154#,155#,156#,157,158#,159#,160,161,162,163#,164,165,166#,167,168,169#,170#,171#,172,173-1,173-2,174,175,176,177,178,179,180#,181#,182#,1

文書番号	公文書の件名
	83#,184,185#,186#,187#,188#,189,190,191,192,193,194,195,196#,197#,198,199,200,201,202,203,204,205#,206#,207,208#,209,210,211#,212,213#,214#,215#,216-1,216-2,216-3,217,218,219,山形北番外1,山形北番外2,220,221-1,221-2,222,223,224,225#,226#,227#,228#,229#,230#,231#,232#,233#,234#,235,236#,237#,238#,239#,240#,241,242#,243,244#,245,246,247,248,249,250,251,252,253,254,255,256,257,258,259,260,261,262,263,264,265,266,267#,268,269,270,271#,272#,273,274#,275,276,277,278,279,280,281,282,283,284,285,286,287,288,289,290,291,292,293,294,295,296,297,298,299,300,301#,302,303,304,305,306,307,308,309,310(-1)#,310(-2)#,311#,312#,313#,314#,315#,316#,317#,318#,319#,320#,321#,322#,323#,調査漏れ#,調査漏れ#,324#,325-1#,325-2#,325-3#,326#,327#,328#,329#,330#,331#,332#,333#,334#,335#,336#,337#,338#,339#,340#,341#,342#,343#,344#,345#,346(-1)#,346(-2)#,347#,348,349#,350#,351#,352#,353#,354#,355#,調査漏れ,356,357,358,359#,360#,361#,362#,363,364#,365#,366#,367#,368#,369-1#,369-2#,369-3#,369-4#,369-5#,370#,371#,372#,373#,374#,375#,376#,377#,378#,379#,380#,381#,382#,383#,384#,385#,386#,387#,388#,389#,390#,391#,392,393,394,395,396#,397,398#,399#,400#,401(-1)#,401(-2)#,402#,403#,404#,405#,406(-1)#,406(-2)#,407#,408#,409#,410#,411#,412#,413#,414#,415#,416#,417#,418(-1)#,418(-2)#,419#,420#,421#,422,423,424#,425#,426#,427#,428#,429#,430#,431#,432#,433,434#,435#,436#,437#,438#,439#
576	市町村課・預け金及び使用金額内訳表
577	農政企画課・預け金及び使用金額内訳表
578	全国植樹祭推進事務局・預け金及び使用金額内訳表
579-580	長寿社会課・預け金及び使用金額内訳整理表(文房具),(O A)
581	雇用労政課・預け金及び使用金額内訳整理表(文房具)
582	農業技術課・預け金及び使用金額内訳整理表(文房具)
583	雇用労政課・預け金及び使用金額内訳整理表

文書番号	公文書の件名
	理表(印刷)
584	村山総合支庁総務課・預け金及び使用金額内訳表(文房具)
585	預け金(長寿社会課)(関係資料を含む。)
586	預け金(雇用労政課)(関係資料を含む。)
587	預け金(村山総合支庁)(関係資料を含む。)
588	預け金(市町村課)(関係資料を含む。)
589	公社等 対象一覧
590	(財)山形県国際交流協会
591-592	(財)山形県生涯学習文化財団(1),(2)
593-598	(社福)山形県社会福祉事業団(泉荘)#, (慈丘園)#,(コロニー希望が丘こだま寮)#, (コロニー希望が丘ひめゆり寮),(大寿荘) #,(大寿荘親和会)
599	(財)山形県生活衛生営業指導センター (関係資料を含む。)
600-610	(財)山形県企業振興公社(1),(2),(3),(4),(5), (6),(7),(8),(9),(10),(11)
611-620	山形県信用保証協会(1),(2),(3),(4),(5),(6), (7),(8),(9),(10)
621-625	(財)山形県産業技術振興機構(1),(2),(3), (4),(5)
626	(社)山形県青果物生産出荷安定基金協会
627-629	(財)山形県農業公社(1),(2),(3)
630-631	(財)山形県農業振興機構(1),(2)
632	山形県漁業信用基金協会(関係資料を含む。)
633-634	(財)山形県水産振興協会(1),(2)
635	(財)山形県畜産振興公社
636-642	(社)山形県畜産協会(1),(2),(3),(4),(5),(6), (7)
643	(財)山形県林業公社(関係資料を含む。)
644-646	(財)山形県みどり推進機構(1),(2),(3)
647-648	(財)山形県建設技術センター(1)#,(2)#
649-652	山形県土地開発公社(1)#,(2)#,(3)#,(4)#
653	山形県道路公社
654	山形県住宅供給公社(関係資料を含む。)
655	(財)山形県総合運動都市公園公社(関係資料を含む。)
656	(財)山形県下水道公社(関係資料を含む。)
657-658	(財)山形県埋蔵文化財センター(1),(2)
659-661	(財)山形県体育協会(1),(2),(3)
662	(財)山形県公営企業振興協会
	業者への預け金に係る調査への御協力

文書番号	公文書の件名
	のお願い
663	起案用紙
664	依頼文(案)
665	調査票1(案)
666	調査票2(案)
667	事業者名簿
668	照会業者選定(案)
	預け金に関する業者照会(追加)
669	調査票1

(2) 公金管理実地調査検証委員会にかかる文書

番号	公文書の件名
	H19/1/19 検証委員会
670	委員委嘱・開催起案用紙
671	委員委嘱・開催通知(案)
672	委嘱状(案)
673	委員(案)
674	説明時資料
675	実地調査概要
676-677	履歴書(伊藤),(鹿野)
678	名刺(鹿野)
679	履歴(諸橋)
680	名刺(諸橋)
681	推進監あいさつ要旨起案用紙
682	推進監あいさつ要旨
683	次第
684	委員名簿
685	資料1 実地調査実施要綱
686	資料2 検証委員会設置要綱
687	資料3 審議会等の公開に関する指針
688	情報公開条例抜粋
689	資料4 実地調査概要
690	状況把握調査調査要領
691	資料5 状況把握調査の状況
692	資料6 調査対象と調査手法
693	資料7 調査票
694	資料8 県の支出事務の流れ
695	実地調査対象一覧
696	実地調査調査対象 全調査
697-701	実地調査調査対象 抽出調査(知事部 局),(教育),(企業局),(病院),(その他)
702	実地調査対象一覧(公社等)
703	実地調査調査対象 抽出調査(公社等)
704	会議録等起案
705	会議録等
	H19/2/28 打合わせ会議

番号	公文書の件名
706	開催起案用紙
707	開催通知(案)
708	資料
709	検証委員実地調査 実施起案用紙
710	実施通知(案)
711	実地調査概要
712	H19/3/30 検証委員会 開催起案用紙
713	開催通知(案)
714	次第
715	名簿
716	資料1 他の主な業者に対する預け金の 調査結果
717	資料2 実地調査の状況
718	資料3 類型別整理表
719	資料4 課題等の抽出(案)
720	資料5 今後のスケジュール(案)
721	会議録
722	H19/4/1 委嘱 委嘱起案用紙
723	委員(案)
724	委嘱状(案)
725	H19/6/18 検証委員会 開催起案用紙
726	開催通知(案)
727	調査結果報告書(案)
728	検証委員会の意見(案)
729	会議録
730	H19/1/10 検証委員会設置 検証委員会設置起案用紙
731	設置要綱(案)

(3) 山形県事務処理適正化委員会にかかる文書

番号	公文書の件名
732	設置要綱 設置起案用紙
733	設置要綱(案)
734	H19/6/25 委員会 次第
735	資料1 設置要綱
736	資料2 抛について
737	資料3 不適正事例等の現在残高の返還 について
738	資料4 現職抛・返還のスケジュール
739	資料5 返還金の使途について
740	資料6 再発防止策について

番号	公文書の件名
741	資料7 事務処理点検について
742	会議録
743	H19/7/9 委員会 開催起案用紙
744	開催通知(案)
745	次第
746	資料1 抛出要請額について
747	資料2 現職職員に対する抛出要請につ いて
748	資料3 懲戒処分の基準の制定について (通知文)
749	現職管理職職員あて趣意書
750	現職管理職職員あて公表の同意確認及 び抛出手続周知文
751	振込用紙
752	課長級以上職員一覧
753	会議録
754	H19/8/29 委員会 開催起案用紙
755	開催通知(案)
756	記者室提供資料(案)
757	次第
758	資料 再発防止策の取組状況
759	資料 職員倫理規程(仮称)骨子案
760	資料 公益通報制度実施要綱の一部改正 通知
761	資料 公金管理取扱通知(出納局)
762	資料 公金等管理要領(案)の概要
763	公金取扱通知(出納局 H16.1.27)
764	現金の時間外保管依頼について(出 納局 S45.1.24)
765	現金の事故防止について(出納局 S 47.11.10)
766	資料 監査に反映すべき対応策
767	会議録
768	H19/9/26 委員会 開催起案用紙
769	開催通知(案)
770	記者室提供資料(案)
771	次第
772	資料1 職員等からの抛出金の県への返 還について
773	資料2 職員倫理規程案要綱
774	資料3 公金等管理要領(案)
775	会議録
776	抛出要請者説明会 説明会について

番号	公文書の件名
777-778	復命書(庄内),(最上・村山)
779 780-782	健康福祉企画課事案 適正化委員会収入伺 適正化委員会支出伺(返還)(添付資料を含む),(研修会)(添付資料を含む),(研修会)(添付資料を含む)
783 784	現職管理職抛却要請 抛出依頼起案用紙 趣意書(案)
785 786 787 788 789 790	退職者協力要請 依頼起案用紙 特別職OB要請先名簿 一般職退職者あて趣意書(案) 特別職退職者あて趣意書(案) 関係資料 8/2 記者室提供資料
791 792 793 794	事務処理点検 実施起案用紙 点検・処理依頼通知(案) 点検要領(案) 部局報告書
795 796 797 798 799 800-801	公金等管理要領 制定起案用紙 要領(案)の概要 モデルフロー図 要領(案) 要領の解説 制定通知(知事部局),(他任命権者)
802 803 804 805 806-808 809	抛出状況 9/6 時点公表 振込通知 現職抛出名簿 特別職退職者抛出名簿 適正化委員会通帳 (山銀),(荘銀),(きらやか) 郵便振替受払通知票
810 811 812 813	県への返還 9/18 教育委員会事務処理適正化委員会 収納分抛出金収入伺 9/27 退職者協力会抛出金収入伺 9/28 県への返還支出伺 9/28 返還金領収証書
814 815	事務費支出伺 適正化委員会支出伺(現職に対する抛出 要請文書の郵送料) 適正化委員会支出伺(現職に対する抛出 要請文書用封筒及び印刷)

番号	公文書の件名
816	適正化委員会支出伺(郵便振替印字サー ビス)
817	適正化委員会支出伺(払込取扱票通信欄 ゴム印)
818	適正化委員会支出伺(払込依頼書印刷)
819	適正化委員会支出伺(元特別職等に対す る抛出依頼文書の郵送料)

別表第3

(【 】内は別表第2の文書番号)

個人に関する情報	開示しない部分
開示しない部分	調書に記載された聴取した職員退職者の氏名及び住所【205,206】
公社等及び関係団体の職員の氏名【57】	関係資料のうち出納簿に記載された納税者氏名【210】
名義等に記載された法人の職員の氏名【81,702,703】	関係資料のうち会員名簿に記載された個人の住所【213】
業者の担当者の氏名【87】	関係資料のうち公衆電話業務委託契約書に押印された業者担当者の印影【217】
金融機関の担当者の氏名【89】	調書に記載された退職者の生存状況及び住所【223】
調査票に記載された団体職員の氏名【98,99,108,110,113】	関係資料のうちキャンペーン当選者氏名【229】
関係資料のうち退職者の住所及び現在の生存状況【107】	関係資料のうち関係業者発行文書に記載された担当者の氏名【229】
関係資料に記載された人夫の氏名、住所及び印影【113】	調書に記載された団体役職員の氏名【233】
調査票に記載された法人の職員の氏名及び印影【115】	関係資料のうち収入印紙受付簿に記載された個人氏名【246】
関係資料のうち郵便物宛先に記載された個人の氏名及び住所【120】	調書に記載された生活保護受給者の氏名【252】
関係資料のうち会員名簿に記載された団体職員の職氏名及び住所【135】	関係資料のうち出納簿に記載された農産物生産者の氏名【258】
調書に記載された団体職員の氏名【136,141,193,194,215,227,291,325,336,374,376,426,427,428,429,430,431,432,433,434,436,437,438,441,448,456,458,473,474,476,477,479,480,481,484,489,490,501,502,505,526,531】	関係資料のうち関係団体の代表者以外の個人氏名【261】
関係資料のうち通帳の写しに記載された団体役員の氏名【137】	関係資料のうち振込依頼書の写しに記載された金融機関担当者の氏名【268】
関係資料のうち通帳の写しに記載された団体職員の氏名【138】	調書及び関係資料に記載された団体職員の氏名【268】
関係資料のうち団体名簿に記載された個人の氏名【140】	関係資料のうち資金前途出納簿に記載された交際費支出の相手方の情報【272】
関係資料のうち電気使用量のお知らせに記載されている東北電力検針員氏名【142】	関係資料のうち給与簿(非常勤)の写しに記載された職員番号、職員氏名及び印影【297】
関係資料のうち関係業者発行文書に記載された担当者氏名及び押印【145,350,412】	関係資料のうち通帳の写しに記載された職員信用組合の利用職員の氏名【302】
関係資料のうち関係業者発行文書に記載された担当者の印影【153,353,443,468】	関係資料のうち関係業者発行文書に記載された担当者の氏名及び印影【302,444,586,587】
調書に記載された聴取した職員退職者の氏名【154,247,268,275,303,322,352,412,488,510,531】	関係資料のうち実務実習生班割り名簿に記載された博物館実務実習生の氏名【302】
調書等に記載された供花料を返還した個人の氏名【154】	関係資料のうち私的会合の案内に記載された実務実習生及び職員氏名【302】
関係資料のうち通帳の写しに記載された金融機関担当者の印影【156,180,198,256,268,275,302,303,304,313,314,339,354,389,412,423,450,473,478,488,490,500,502,507,511,519,521,531,532,543,548,550,561】	関係資料のうち通帳の写しに記載された個人の氏名【303,493,510】
関係資料のうちオレンジカード受払簿に記載された施設入所者の氏名【161】	関係資料のうち預金取引明細表等に記載された施設利用者の氏名【304】
関係資料のうち郵便物宛先に記載された個人氏名【188】	調書に記載された実習生の氏名【304】
関係資料のうち関係団体の出納帳等に記載された個人氏名【199】	関係資料のうち出納簿等に記載された施設利用者の氏名【305】
	関係資料のうち預金取引明細表に記載された施設利用者の氏名【314】
	関係資料のうち通帳の写しに記載された生徒氏名【330,412,549,564】

開示しない部分
関係資料に記載された関係団体の職員氏名[340]
関係資料のうち決算書に記載されたPTA役員の氏名及び印影[348]
関係資料に記載された生徒氏名及び生徒番号[351]
調書に記載された金融機関担当者の職氏名[352]
関係資料に記載された生徒の氏名、生年月日、住所、保護者氏名及び電話番号[353]
関係資料に記載された個人の氏名[355,358]
関係資料のうち駐車券使用申請書に記載された学校評議員の氏名[356]
調書に記載された職員退職者の氏名[389]
関係資料に記載された団体職員の氏名及び住所[396]
調書に記載されたPTA役員の氏名 [398,405,407,409,507,543]
関係資料のうち職員録の写し等に記載された職員の住所及び電話番号[412]
関係資料のうち就労票等に記載された人夫の氏名、住所及び印影[412]
調書に記載された生徒氏名[412]
関係資料のうち支出同等に記載された人夫の氏名、住所及び印影[423]
調書に記載された職員の年齢及び病歴[423]
調書及び関係資料に記載された団体職員の氏名及び印影[439]
関係資料に記載された生徒の氏名及び番号[439]
関係資料に記載された生徒氏名[445,475,534]
関係資料のうち郵便切手受払簿に記載された個人氏名 [453,491,545,551]
関係資料のうち関係業者発行文書に記載された担当者氏名[466,585,588]
調書に記載された職員の業務に関係しない情報 [475,510,531]
調書に記載された関係団体の元役員の氏名[488]
関係資料に記載された生徒の氏名並びにPTA役員の氏名及び印影[496,499]
関係資料に記載された生徒の氏名[498,507]
関係資料のうち通帳の写し等に記載された金融機関担当者の氏名及び印影[510]
関係資料のうち歴代職員名簿に記載された自宅住所及び電話番号[510]
調書に記載されたPTA役員の氏名及び印影 [511,520,548,563]
関係資料のうち領収済通知書の写し等に記載された金融機関担当者の氏名[514,573]
関係資料のうち会計簿に記載された生徒氏名[515]
関係資料のうち領収済通知書の写しに記載された金融機

開示しない部分
関係資料のうち通帳の写しに記載された職員の氏名及び雇用決定通知書に記載された賃金の金額[519]
関係資料のうち通帳の写し及び会計報告に記載された生徒氏名[520]
関係資料に記載された個人の氏名及び印影[529]
関係資料に記載された生徒及びPTA役員の氏名[543]
関係資料のうち出納帳に記載された生徒氏名[546]
関係資料のうち出納簿に記載された生徒氏名[553,554]
関係資料のうち通帳の写し等に記載された保護者氏名 [567]
関係資料のうち関係業者発行文書に記載された取扱者印影[568]
法人の職員の氏名[589]
調書に記載された法人の職員の氏名 [590,591,592,593,594,595,596,597,598,599,600,601,602,603,604,605,606,607,608,609,610,611,612,613,614,615,616,617,618,619,620,621,622,623,624,625,626,627,628,629,630,631,632,633,634,635,636,637,638,639,640,641,642,643,644,645,646,648,649,650,651,652,653,654,655,656,657,658,659,660,661,662]
調書及び関係資料に記載された法人の職員の氏名 [647]
調査票に記載された業者の担当者の氏名[669]
委員の年齢[673,723]
委員の本籍、住所、履歴等に関する情報(不開示情報を除くと枠線のみとなり有意の情報がないため、全部不開示)[676]
委員の住所、履歴等に関する情報(不開示情報を除くと枠線のみとなり有意の情報がないため、全部不開示)[677]
委員の自宅連絡先[678]
名義等に記載された団体職員の氏名[697,698]
添付資料のうち返還額一覧表等に記載されている個人の氏名、住所、電話番号、死亡年月日並びに振込先の金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号[780]
添付資料のうち振込受付書に記載されている金融機関担当者の印影[780]
領収書に記載された講師の住所及び印影[781]
添付資料に記載されている講師の住所[782]
添付資料のうち請求書に記載されている業者の担当者の印影[782]
被要請者連絡先[786]
添付資料の名義等に記載された団体職員の氏名[793]
拠出者の氏名、住所、電話番号等(不開示情報を除くと有意の情報がないため、全部不開示)[803]

開示しない部分
拠出者の所属及び職氏名【804】
拠出者の元役職名及び氏名【805】
通帳に記載された金融機関の担当者の氏名【806,807,808】
通帳に記載された拠出者の氏名【806,807,808】
関係資料のうち領収証に記載された業者の担当者の印影【815,817,818】

ア 法人の営業に関する情報

開示しない部分
関係資料に記載された預け金の業者に関する情報【28,100,102,103,107】
調査票に記載された預け金の業者に関する情報【83】
預け金の業者に関する情報【93,576,577,578,579,580,581,582,583,584】
調書に記載された預け金の業者に関する情報【205,206】
関係資料のうち預け金の業者に関する情報(不開示情報を除くと枠線のみとなり有意の情報がないため、全部不開示)【205】
関係資料のうち公衆電話業務委託契約書に押印された業者の契約印【217】
関係資料のうち支出同等に記載された支出先の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義【229】
関係資料のうち関係業者発行文書に記載された取引銀行名、預金種別、口座番号及び口座名義【302】
関係資料のうち振込明細に記載された業者の取引銀行名、預金種別、口座番号及び口座名義【444】
関係資料のうち支出同に記載された業者の取引銀行名、預金種別、口座番号及び口座名義【506】
関係資料のうち振込受付書に記載された業者の取引銀行名、預金種別、口座番号及び口座名義【568】
調書及び関係資料に記載された預け金の業者に関する情報【585,586,587,588】
預け金の調査の対象となった業者に関する情報(不開示情報を除くと枠線のみとなり有意の情報がないため、全部不開示)【667】
預け金の調査の対象となった業者に関する情報【668,716】
調査票に記載された業者に関する情報【669】
資料に記載された預け金の業者に関する情報【708,717】

イ 団体の内部事務に関する情報(事業活動を損なう)

開示しない部分
関係資料に記載された口座番号【103】
調査票に記載された口座番号【113】
関係資料のうち通帳の写しに記載された口座番号【134,137,138,184,195,199,204,211,212,214,235,236,243,257,263,271,279,313,362,440,478,494,521,538,539,544,563,567】
関係資料のうち金融機関口座番号及び証書番号【139】
関係資料のうち通帳の写しに記載された口座番号及び届出印【156】
関係資料のうち関係団体の内部資料【194,325,332,347,349,352,360,432,433,434,435,436,437,438,447,448,451,456,457,462,463,474,479,480,481,482,488,501,503,504,505,512,513,517,519,531,536,537,540,552,555,557,560,562,571,574,575,593,594,595,596,597,599,632,643,647,648,649,650,651,652,654,655,656】
関係資料のうち通帳の写し等に記載された口座番号【218,262】
関係資料のうち通帳の写し及び復命書に記載された口座番号【260】
関係資料のうち引継ぎ通帳リストに記載された通帳の口座番号【509】
調書に記載された口座番号【525,611,612,613,614,615,616,633,634,643,644,645,646】
調書に記載された通帳、現金、印鑑及び鍵の保管場所【590-662】
口座番号【751,806,807,808,809,818】
添付資料のうち返還額一覧表等に記載されている返還団体の振込先金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号【780】
添付資料のうち振込受付書に記載されている事務処理適正化委員会の口座番号【780】
添付資料のうち請求書に記載されている金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義【782】
口座番号及び届出印【816】

ウ 団体の内務事務に関する情報(事務の適正な実施に支障)

開示しない部分
関係資料のうち通帳の写しに記載された口座番号【234】

県の事務に関する情報

開示しない部分
口座番号 [89,91]
調査票に記載された口座番号 [103,113]
調書に記載された通帳、現金、印鑑及び鍵の保管場所 [116-575]
関係資料のうち通帳の写しに記載された口座番号 [132,143,144,154,166,167,170,182,196,198,203,217,220,237,256,299,300,303,304,306,327,328,330,332,339,348,350,353,354,355,358,361,389,396,423,439,441,449,466,471,472,473,475,477,483,489,490,493,495,498,499,500,502,507,510,514,518,519,520,522,523,524,529,531,532,533,534,535,541,542,543,547,548,549,550,553,554,561,564,565,566,568,570,573]
関係資料のうち通帳の写し等に記載された口座番号 [142,151,268,275,314,331,340,351,393,394,450,572]
関係資料のうち通帳の写しに記載された口座番号及び届出印 [180,302,511]
関係資料のうち普通預金・貯蓄預金未記帳取引照合表に記載された口座番号 [242]
関係資料のうち普通預金口座異動明細等に記載された口座番号 [297]
関係資料のうち証書の写しに記載された口座番号 [359]
関係資料のうち通帳の写し等に記載された口座番号及び届出印 [412]
調書及び関係資料のうち通帳の写しに記載された口座番号 [488]
関係資料のうち引継ぎ通帳リスト及び通帳の写しに記載された通帳の口座番号 [509]
関係資料のうち郵便振替受払通知票に記載された口座番号 [556]
添付資料の名義等に記載された口座番号 [793]

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 3月13日	諮問庁から諮問を受けた。
平成20年 4月 7日	諮問庁から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成20年 4月30日	異議申立人から意見書を受理した。
平成20年 5月13日 (第3回審査会)	事案の概要説明を行った。
平成20年 6月17日 (第4回審査会)	事案の審議を行った。
平成20年 7月29日 (第5回審査会)	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成20年 9月 5日 (第6回審査会)	事案の審議を行った。
平成20年10月21日 (第7回審査会)	事案の審議を行った。
平成20年12月 1日 (第8回審査会)	事案の審議を行った。
平成21年 1月20日 (第9回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
伊 藤 三 之	弁護士	会長職務代理者
和泉田 保 一	山形大学人文学部講師	
岡 寄 邦 子	元 人権擁護委員	
鈴 木 多喜子	株式会社東雲観光グループ会長	